

別紙 1

料 金 表

令和 8 年 8 月 1 日より

1. 介護給付サービスによる料金（重要事項説明書 5－1）

別紙の表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります）。

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。

2. その他介護給付サービス加算

（1 割負担の場合）

加 算	要支援 （1日あたり）	要介護 （1日あたり）
看護体制加算（Ⅰ）		4 円
看護体制加算（Ⅱ）		8 円
夜勤職員配置加算（Ⅳ）		2 1 円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1 1 円（1 月あたり）	1 1 円（1 月あたり）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	2 3 円	2 3 円
看取り連携体制加算 （死亡日及びそれ以前 30 日以下に ついて 7 日間を限定）		6 6 円
送迎加算	片道 1 9 0 円	片道 1 9 0 円

※別途、処遇改善加算Ⅰとして所定の単位数に 17.6% を乗じた単位数が加算されます。

(2割負担の場合)

加 算	要支援 (1日あたり)	要介護 (1日あたり)
看護体制加算 (I)		8 円
看護体制加算 (II)		1 7 円
夜勤職員配置加算 (IV)		4 1 円
生産性向上推進体制加算 (II)	2 1 円 (1月あたり)	2 1 円 (1月あたり)
サービス提供体制強化加算 (I)	4 5 円	4 5 円
看取り連携体制加算 (死亡日及びそれ以前 30 日以下に ついて 7 日間を限定)		1 3 2 円
送迎加算	片道 3 8 0 円	片道 3 8 0 円

※別途、処遇改善加算 I として所定の単位数に1 7 . 6 %を乗じた単位数が加算されます。

(3割負担の場合)

加 算	要支援 (1日あたり)	要介護 (1日あたり)
看護体制加算 (I)		1 2 円
看護体制加算 (II)		2 5 円
夜勤職員配置加算 (IV)		6 2 円
生産性向上推進体制加算 (II)	3 1 円 (1月あたり)	3 1 円 (1月あたり)
サービス提供体制強化加算 (I)	6 8 円	6 8 円
看取り連携体制加算 (死亡日及びそれ以前 30 日以下に ついて 7 日間を限定)		1 9 8 円
送迎加算	片道 5 7 0 円	片道 5 7 0 円

※別途、処遇改善加算 I として所定の単位数に1 7 . 6 %を乗じた単位数が加算されます。

3. その他の介護保険の給付対象とならないサービス

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

1日当たりの利用料・・・ 1, 545円

食事料金内訳・・・朝食 384円、昼食・おやつ 606円、夕食 555円

※重要事項説明書（3）に定めのとおり、個人の希望により特別に用意する食事・外食等にかかった費用は実費負担となりますので、上記の金額を超える場合があります。

※介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、認定証に記載されている額に減額されます。

② 滞在に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費））

1日当たりの利用料（滞在費）・・・ 2, 266円

※介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、認定証に記載されている額に減額されます。

③特別な居室の提供に要する費用

④特別な食事の提供に要する費用

⑤理美容サービス

カット1回あたり・・・ 2, 000円

※パーマ、カラー、顔そり等は実費

⑥レクリエーション・クラブ活動

材料代等の実費

⑦複写物の交付（サービス提供の記録）

1枚につき・・・ 10円

⑧日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用で、契約者にご負担いただくことが適当であるもの。

その他、ご契約者からの希望により買物代行サービスを実施いたします。

買物代行時は、実費請求をいたします。